

登録番号	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新
	<input type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 市外

昭島市屋外運動施設利用団体登録書【団体】

(宛先) 昭島市教育委員会教育長

昭島市公共施設予約システムの利用団体登録を次のとおり申請します。

		(申請日)		年	月	日
フリガナ		種目				
申請団体名 (チーム名)						
会員数		名 (うち市民の数) 人 (※在勤在学含む)				
団体情報		<input type="checkbox"/> 公開してもよい (連絡先・活動内容)		<input type="checkbox"/> 公開しない		
代表者	住所			年齢	歳	
	フリガナ	電話番号	(自宅・携帯)			
	氏名					
責任者 (第一連絡先)	住所			年齢	歳	
	フリガナ	電話番号	(自宅・携帯)			
	氏名	eメールアドレス				
役員 (第二連絡先)	住所			年齢	歳	
	フリガナ	電話番号	(自宅・携帯)			
	氏名					
屋外運動施設	有料施設	<input type="checkbox"/> 昭島市民球場		<input type="checkbox"/> 陸上競技場 (サッカー場)		
	無料施設	【大神公園】	<input type="checkbox"/> 野球場	<input type="checkbox"/> サッカー場		
		【くじら運動公園】	<input type="checkbox"/> 雑草広場 (少年サッカー場)	<input type="checkbox"/> ソフトボール場		
			<input type="checkbox"/> 少年野球場 (硬式)	<input type="checkbox"/> 少年野球場 (軟式)		
【美ノ宮公園】	<input type="checkbox"/> ソフトボール場					

- ※太枠内の必要事項を全て記入してください。
- ※種目が異なる施設の申請は出来ません。
- ※無料施設の利用については、市民団体 (会員の半数を超える方が市民 (在勤・在学を含む)) のみ利用が出来ます。
- ※代表者、責任者、役員につきましては、20歳以上の方がが必要です。
- ※大神公園野球場並びにソフトボール場については、他の種目の団体も利用することが出来ますが、抽選時には野球場については野球団体、ソフトボール場についてはソフトボール団体が優先されます。

以下は、市の記入欄です。

確認書類	一点	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<input type="checkbox"/> 住基カード	<input type="checkbox"/> パスポート
		<input type="checkbox"/> その他 ()			
	二点	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 社員証	<input type="checkbox"/> 年金手帳	<input type="checkbox"/> 各種カード (クレジットカード類)
		<input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他 ()			

課長	係長	係・担当

処理	月日	担当	処理	月日	担当
受付	/		入力	/	
入力確認	/		郵送等	/	

<予約システム利用について>

- 1 予約システムを利用する団体は、この「昭島市屋外運動施設使用団体登録申請書」に、必要事項を記入して提出してください。
申請にあたっては、総合スポーツセンター窓口~~に~~直接提出してください。
申請時に本人確認を行いますので、表面に記載されている代表者が責任者、役員の方がお越してください。
- 2 提出された団体登録申請書は、受付の日から2週間以内に予約システム利用団体登録の可否等について、団体に通知します。

<予約システム利用の団体登録について>

- 1 有料施設の抽選については、市内団体が優先されます。
※市内団体とは、市民（在勤・在学を含む）の方が半数を超える団体とします。
抽選後の施設申込みについては、先着順での申込となります。
- 2 無料施設を利用できる団体は、市内団体のみとします。
- 3 ユーザーIDの交付は1団体につき1つとなり、有効期限は2年間とします。
2年を超えると抽選並びに申込みが出来なくなりますので、更新を行ってください。
- 4 団体登録の申請内容に変更が生じたときは、窓口にお申し出ください。

<施設を利用する上での留意点>

- 1 営利・宗教活動を目的とした施設利用は出来ません。
- 2 政治活動のうち、入党の勧誘、募金行為、署名活動、特定の政党の利害に関する行為を目的とする場合は施設利用できません。
- 3 団体登録やその申請内容、又は施設の利用に不正があった場合は、施設の使用中止やシステムの利用停止、団体登録の取消しなどの措置を行います。